

若年者雇用、障害者雇用を推進する企業の皆様へ

## 若年者トライアル雇用・障害者トライアル雇用、 特定求職者雇用開発奨励金制度のご案内

### ◎恵那市トライアル雇用奨励金

ハローワークの紹介により、企業に短期間（原則3カ月間）雇用され、その間に仕事をする上で必要な指導を受けその後、本採用へ移行した場合に奨励金を支給します。

ただし、1カ月または2カ月を過ぎて本採用に移行した場合においてもトライアル期間に応じて月数を超えた期間だけ支給します。

- 対象者 35歳未満の恵那市在住の若年者の方または恵那市在住の障害者の方
- 支給対象企業 ハローワーク恵那に雇用保険適用事業所番号を持ち、対象となる方を雇用する企業
- 支給奨励金 3万円（ただし開始1カ月以降に本採用へ移行した場合は1万円。2カ月以降の場合は2万円とする）
- 提出書類
  - ・別紙申請書
  - ・ハローワークへ報告するトライアル雇用結果報告書（写）
  - ・岐阜労働局が発行する試行雇用奨励金支給決定通知書（写）
  - ・常用雇用以降、申請日までの雇用が確認できる書類（出勤簿またはタイムカード）
  - ・支給対象者の住民票（写）
- 申請時期 平成19年8月1日以降、岐阜労働局から支給決定がなされた時から3カ月以内

### ◎恵那市特定求職者雇用開発奨励金

ハローワークの紹介により、企業に1年間（重度の場合は1年半）雇用され、その間に仕事に慣れて頂その後、継続して雇用した場合において奨励金を支給します。

- 対象者 恵那市在住の障害者
- 支給対象企業 ハローワーク恵那に雇用保険適用事業所番号を持ち、対象となる方を雇用する企業
- 支給奨励金 1年以上の雇用に対し10万円  
（重度障害の場合は1年半以上の雇用に対し15万円）  
※ただし、1年に満たない雇用の場合は対象となりません
- 提出書類
  - ・別紙申請書
  - ・岐阜労働局が発行する特定求職者雇用開発助成金支給決定通知書（写）
  - ・継続雇用以降、申請日までの雇用が確認できる書類（出勤簿またはタイムカード）
  - ・支給対象者の住民票（写）
- 申請時期 平成19年8月1日以降、岐阜労働局から特定求職者雇用開発助成金支給決定がなされた時から3カ月以内

問い合わせ 恵那市雇用対策協議会

恵那市役所商工観光課内 TEL：0573-26-2111（内線523）